

平成23年
11月29日(火)

第3回臨時会が開催されました

人事院勧告により、職員の給与を0.23%減額する条例改正が上程され、賛成多数で可決した。

野崎 隆子 議員

今回の人事院勧告は、3年連続の年収減となった。この3年間で26.3万円近くも年収が下がった。職員の給与の引下げは、公務員労働者の生活実態を無視したものである。同時に引下げは、民間労働者の更なる賃下げにつながり、消費不況を拡大し地域経済にマイナス効果を与え、賃金削減の連鎖に拍車をかけるものである。また、40歳以上を念頭に置いた引下げは、教育費など出費が増える中高年層にとって生計費との関係で見通すことはできない。公務員が真に国民や町民全体の奉仕者として、職務を遂行できるように給与の保障と正職員の増員、労働条件の引き上げなど、働きやすい職場の環境整備が大切と考え、反対討論とする。

反対 討論 賛成

今村 一正 議員

今年度の人事院勧告は月例給与の引下げであり、ボーナスに関しては見送りとなったとはいえ3年連続の引下げである。民間はまだまだ不況から脱しているわけではなく、倒産やリストラ、給与の引下げ等不安に晒されている。この度の東日本大震災の影響は、国内外にも大きな影を落とし、加えて円高不況、TPP、消費税、社会福祉等の問題などで、ますます社会経済全般にわたって、国民の心を暗くしているのが実情である。そのような中、公務員に対しては風当たりが一段と強くなってきている。公務員の給与は民間給与に準拠して決められるとの原則から、今年度も1万以上の事業所、43万人以上の個人給与を実地調査し決定されたもので、妥当な勧告である。従って本条例改正に賛成討論とする。

審議結果

職員の給与に関する条例等の改正	賛成10 反対1	可決
平成23年度一般会計補正予算(第3号)	賛成10 反対1	可決
平成23年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	賛成10 反対1	可決
平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	賛成10 反対1	可決
平成23年度介護保険特別会計補正予算(第2号)	賛成10 反対1	可決
平成23年度公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	賛成10 反対1	可決

行政視察のあり方を見直し

議会改革の一つである委員会の研修のあり方について、去る11月4日、全員協議会において見直しが決定した。それは、23年度の視察は全面中止。24年度は、今までの視察という形ではなく、議連・広報委員会の視察を中止し、新たに行政に対するチェック資質を上げ、同時に議員としての資質をより向上させる意味から、講座等に出席して勉強する研修を取り入れることになった。

定例会のあらまし

会期:12月5日(月)~16日(金)

5日(月) 本会議(議案上程、説明)	12日(月) 一般質問
13日(火) 本会議(議案質疑)	14日(水) 福祉建設委員会
15日(木) 総務文教委員会	16日(金) 本会議

(委員長報告、討論、採決)